

告示

埼玉県告示第九百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
荒木郷地裏土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり
届出があつた。

令和四年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	野村 正幸	埼玉県行田市大字荒木三千六百十五番地
同	佐藤 榮一	同 同 同 三千五百五十六番地
同	松村 幸雄	同 同 同 三千六百二十二番地
同	井ノ山 竹男	同 同 同 三千五百八十番地二
同	北岡 一	同 同 同 三千五百七十番地
同	北岡 健一	同 同 同 千九百十三番地二
同	北岡 孝一	同 同 同 三千五百八十一番地
同	野口 誠一	同 同 同 三千六百三十四番地四
同	園部 弘行	同 同 同 須加八百七十五番地
同	鎗田 榮	同 同 同 荒木三千五百四十五番地
同	片柳 三郎	同 同 同 五千百四十一番地
同	武井 修	同 同 同 二千三百二十七番地二
同	高澤 進	同 同 同 千五百二十三番地二
同	石田 雄一	同 同 同 千九百五十四番地
同	間々田 英治	同 同 同 千六百二番地